



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年11月5日(火)

パテントボックス税制

経団連の税制建議

経団連は「平成25年度税制改正提言」で「パテントボックス税制の創設」を採り上げています。日経新聞もこの提案を後押しする記事を時々書いています。

米IT企業は税務戦略が巧みで、TAX HAVEN に利益を移して税逃れをしています。日本のTAX HAVEN 対策税制は堅固なので、同じ仕組みでは税逃れ困難です。

パテントボックス税制とは

パテントボックスは最近EU諸国に普及しだした税制で、現在7ヶ国で導入済みです。二元的所得税のような分類所得課税の法人税への応用版です。特許権等の知的財産権(パテント)に係る収益に対する課税を低税率とするものです。

フランス 2001年導入 15%

ハンガリ 2003年導入 9.5%

オランダ 2007年導入 5.0%

スペイン 2008年導入 15%

イギリス 2013年導入 10%

パテントボックス税制の利用の仕方

EUのパテントボックス税制導入国はTAX HAVEN 国に該当しないので、日本のTAX HAVEN 対策税制は適用されません。パテントボックス国の海外子会社に特許権等の知的財産権を移転し、パテント料の支払いを

通じてそこに利益が集積するようにすると、連結グループの利益の相当部分が低税率課税で済むこととなります。

パテントボックス税制の導入の必要性

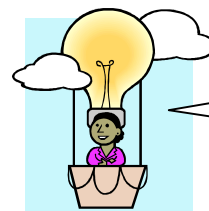
特許権等の知的財産権の管理業務を海外に移すだけだったら、研究開発拠点、あるいは企業の超過収益力の源泉である無形資産の開発力が海外移転してしまう危険はなさそうです。

経団連の提案の趣旨は、パテントボックス税制による企業の税負担の縮減の恩恵は受けたいが、せめて縮減された税金は日本国に納入したい、と言う事なのでしょう。

パテントボックス税制の弊害

パテントボックス税制は、気を失った古い先進資本主義国が、自らを部分的TAX HAVEN 国化することによって、外国企業の課税逃れ戦略による節税額の一部のおこぼれに与かろう、という趣旨のダーティー国策と言えます。しかし、その悪弊は、お互いの国同士が課税の侵蝕をしあって、各国の財務体質を損なう方向に向かうものです。

しかし、賽は投げられており、既に止め様のない世界の潮流になりそうです。



この発明特許はどここの国に移そうかしら